平成３０年（フ）第１９号
島根県出雲市平田町2566番地　サンハイツ201
債務者　宇野　正章
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第１４８号
岡山市中区東川原268番地
債務者　幾田まり子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０号
広島県福山市北本庄１丁目９番５号
債務者　河越多佳子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第７２号
広島県福山市南蔵王町４丁目５番７―302号
債務者　古谷　亮二
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第４６号
山口県下関市後田町３丁目３番38―205号
藤和後田町ハイタウン
債務者　山野　浩睦
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
山口県下関市武久町１丁目14番11号、前住所山口県下関市後田町３丁目３番38―205号
藤和後田町ハイタウン
債務者　山野　和子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
山口県下関市彦島西山町２丁目１番23号　スウィートヴィラ　302号
債務者　三本由紀子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
山口県下関市南部町８番８号
債務者　小方　慎也
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
山口県下関市上田中町２丁目４番２号
債務者　伊藤沙耶香（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
徳島県板野郡松茂町広島字東裏14番地２
債務者　西谷あゆみ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６８号
愛媛県松山市桑原１丁目１番32号　みよしビル１　101号
債務者　森下　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０５号
愛媛県松山市北条238番地　恵良団地１棟34号
債務者　荻山　祐希
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２７号
福岡県嘉麻市上山田818番地８　山田東ヶ丘団地128号
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３７号
福岡県飯塚市川津95番地109　レオパレス舞の浦106号
債務者　澄川　竜也
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３８号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営住宅明星寺団地14棟1414
債務者　田中　由香
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第７４号
福岡県小郡市寺福童569番地５　ハウス寺福童101号、前住所福岡県春日市春日原北町１丁目３番地35　ウィル春日―102号
債務者　宮内　　翼
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部